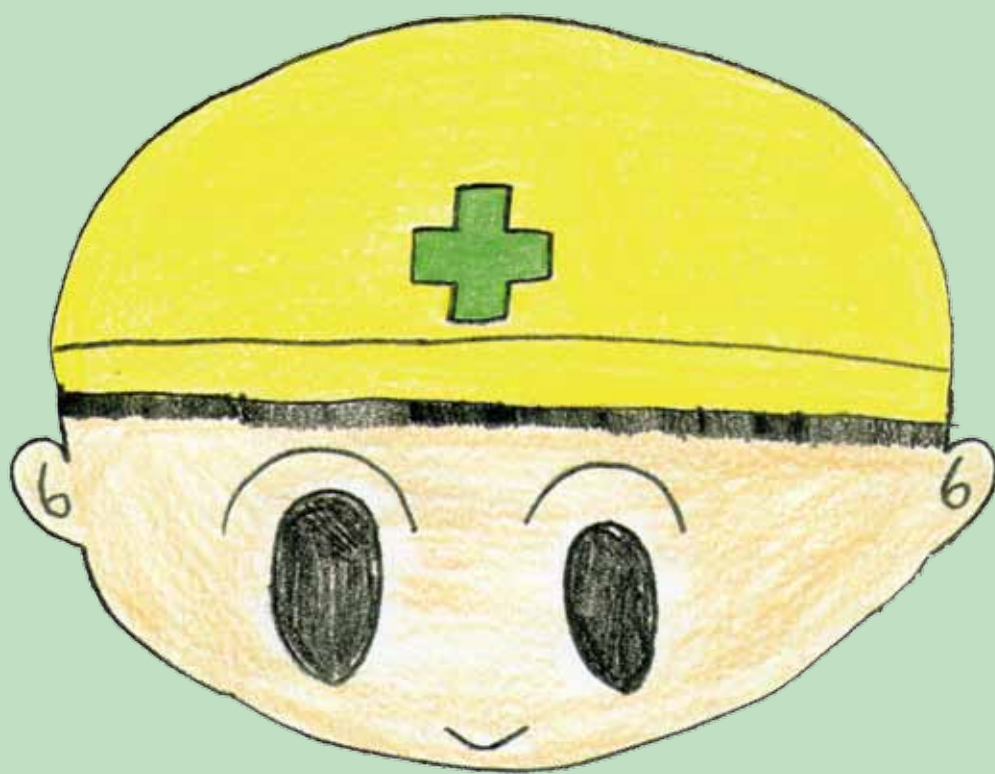


アスベスト

建物点検マニュアル



◆中央区

アスベスト（石綿）点検マニュアル

1	アスベストとは	2
2	アスベストの危険性は	2
3	アスベストが原因で起こる病気とは	2
4	アスベストが使用禁止になった時期は	3
5	アスベストは、どんなところで使われているか	3
6	建物のどこを調べればよいか	4
7	勤務先や自宅にアスベストが使用されている場合は	4
8	アスベストの一般環境中の濃度は	4
9	アスベストの点検方法は	5
10	吹付けアスベストが見つかった時の対応は	7
11	大気汚染防止法及び東京都環境確保条例の改正で石綿対策はどうか	8
12	アスベスト対策工事の方法は	9
13	石綿を含有する建物解体など工事にあたっての所有者等の責任は	10
14	非飛散性のアスベスト含有建材に対する措置は	12
15	アスベストの対策工事についての融資あっ旋制度は	13
16	アスベストが含まれている家庭用品を処分する場合は	13
17	アスベストに関する問い合わせ先一覧	14

1 アスベストとは

アスベストは、石綿（イシワタ、セキメン）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で6種類あります。代表的なものは、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）の3種類です。

耐熱性、耐薬品性、絶縁性、耐摩耗性などに優れ安価なため、建築資材、電気製品、自動車などに使用され、用途は3,000種類以上といわれています。

アスベストの種類

	分類	石綿名
石綿	蛇紋石族	クリソタイル（白石綿）
	角閃石族	クロシドライト（青石綿）
		アモサイト（茶石綿）
		アンソフィライト
		トレモライト
		アクチノライト

2 アスベストの危険性は

アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく呼吸により肺などに吸入されやすい特徴があります。

アスベストそのものに毒性はありませんが、吸入すると繊維は肺などに残り、長期の潜伏期間を経て肺がんや中皮腫などの発生原因となります。

アスベストによる健康被害の多くは、過去の職業的暴露に起因するものです。

また、アスベストを使用しているビル等の解体（改修）や吹付けアスベストの経年劣化などにより、アスベスト粉じんの飛散が心配されています。

3 アスベストが原因で起こる病気とは

アスベストが原因となる健康障害には、主に5種類があるといわれています。

①アスベスト肺（石綿肺）

肺繊維症（じん肺）の一種。職業上アスベスト粉じんを10年以上吸入した労働者に起こるといわれ、15年～20年の潜伏期間があり、息切れ、咳、痰が続き、胸や背中に痛みを感じる場合があります。

②肺がん

肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の物理的刺激により、がんが発生するといわれ、15年～40年の潜伏期間があり、喫煙と深い関係があることも知られています。

③悪性中皮種

肺を取り囲む胸膜、腹膜などにできる悪性腫瘍で、20年～50年の潜伏期間があるといわれ、若い時期にアスベストを吸い込んだ人のほうがなりやすいといわれています。

④良性石綿胸水（石綿胸膜炎）

アスベストによる胸膜炎。胸膜腔内に浸出液が生じるもので、自覚症状がないことが多く、症状がある場合は、咳、呼吸困難の頻度が高いといわれています。

⑤びまん性胸膜肥厚

アスベストによる胸膜炎が発症すると、それに引き続き胸膜が癒着して広範囲に硬くなり、肺のふくらみを障害して呼吸困難をきたします。

4 アスベストが使用禁止になった時期は

アスベストの吹付け作業は、昭和50年に禁止されましたが、一部の吹付け材ではアスベストを混ぜて平成7年頃まで使用されていました。

青石綿は昭和63年に、茶石綿は平成6年に業界が輸入中止の自主規制を行い、平成7年には、両石綿とも製造、輸入、使用等が法律により禁止されました。

平成16年には、白石綿の製造、輸入、使用等が特殊な製品を除き禁止され、平成18年9月からは、化学工業等の用に供する施設の設備の接合部分など、安全の確保上必要かつ代替品が無い一部の製品を除き、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されました。

吹付け作業の期間

種類	含有率等	使用期間					
		S30	S40	S45	S50	S55	H7
吹付け石綿	吸音・結露防止用	[S30 - S50]					
	耐火被覆用		[S40 - S50]				
石綿含有吹付け ロックウール	5～30%以下			[S45 - S50]			
	1～5%未満					[S50 - H7]	一部の製品

5 アスベストは、どんなところで使われているか

アスベストは、その9割以上が建材製品に使用されています。

建材では、吹付け材や保温材などに含まれる飛散性のアスベストとスレート板、ビニル床タイルなどの非飛散性のアスベスト成形板等があります。

飛散性アスベストは、ビルの機械室、駐車場等のほか、鉄骨建造物の柱や梁などに使われていることがあります。

非飛散性アスベストは、床、屋根、間仕切りなどに成形板として多く使われています。

他の用途では、ブレーキや断熱用接着剤、電化製品の一部などに使用されていました。

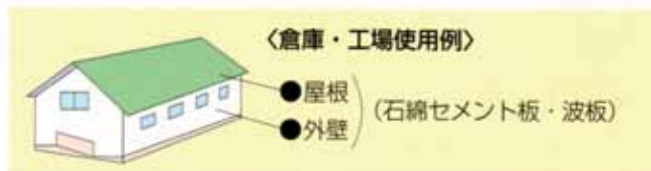
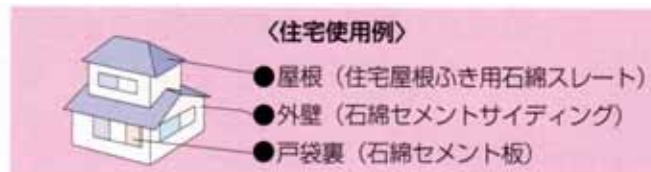
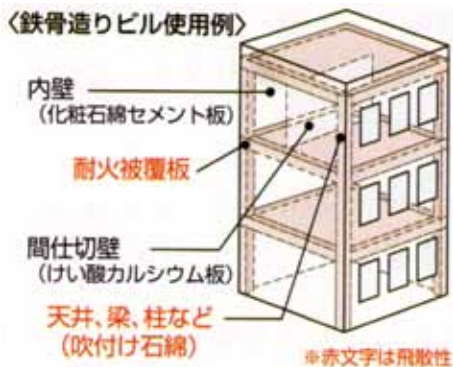
現在は、ほとんどが代替え製品の開発によりアスベストを含みません。

<建築資材での用途>

飛散性
吹付け材等 (吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(注)、耐火被覆板)
(吹付けバーミキュライト(ひる石)、アスベスト保温材)
(吹付けパーライト、アスベスト断熱材)

非飛散性
アスベスト (石綿スレート、パルプセメント板、ビニル床タイル)
成形板等 (石綿セメントけい酸カルシウム板等)

(注) ロックウールとは、玄武岩などの天然鉱物を高温で溶かし、繊維状にした人造鉱物繊維をいい、アスベストではありません。しかし、長期間多量に吸い込むとじん肺の原因となります。



6 建物のどこを調べればよいか

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装材	スレートボード、けい酸カルシウム板一種、パルプセメント板
天井／壁 遮音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止剤	屋根用折版裏断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装材	スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、スラグ石こう板、けい酸カルシウム板一種
柱／梁／天井等 耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

その他

空調設備ダクトパッキン (ダクトの継ぎめ)	ひも状保温材、石綿糸
配管のエルボー部分	保温材

7 勤務先や自宅にアスベストが使用されている場合は

吹付けアスベストなどの飛散性アスベストがむきだし状態で劣化している場合には、除去等の対策が必要です。しかし、天井裏で空気の流れが遮断された場所、人が立ち入らない機械室等にある場合には、影響が少ないですが、点検・監視に努め、劣化が認められた時は対策を講じてください。

スレート板などの非飛散性であるアスベスト成形板については、破損したり劣化していない限り、室内に飛散することはほとんどありません。

8 アスベストの一般環境中の濃度は

中央区内の大気中におけるアスベスト濃度の調査結果は次のとおりです。

(単位：本／リットル)

調査場所	アスベスト濃度平均値		
	平成24年	平成25年	平成26年
中央区役所	0.056	<0.056	0.063
日本橋区民センター	<0.056	<0.056	0.063
月島区民センター	0.056	<0.056	0.056

アスベストの環境基準値はありませんが、大気汚染防止法では、取り扱い事業所の敷地境界での規制基準値は10本／リットルです。

なお、除去作業等におけるアスベスト濃度は、漏洩監視の観点からの目安として、中央環境審議会の専門委員会では石綿繊維濃度で1本／リットルを示しており、環境省の石綿飛散防止対策マニュアルにおいても1本／リットルとすることが適当とされています。

9 アスベストの点検方法は

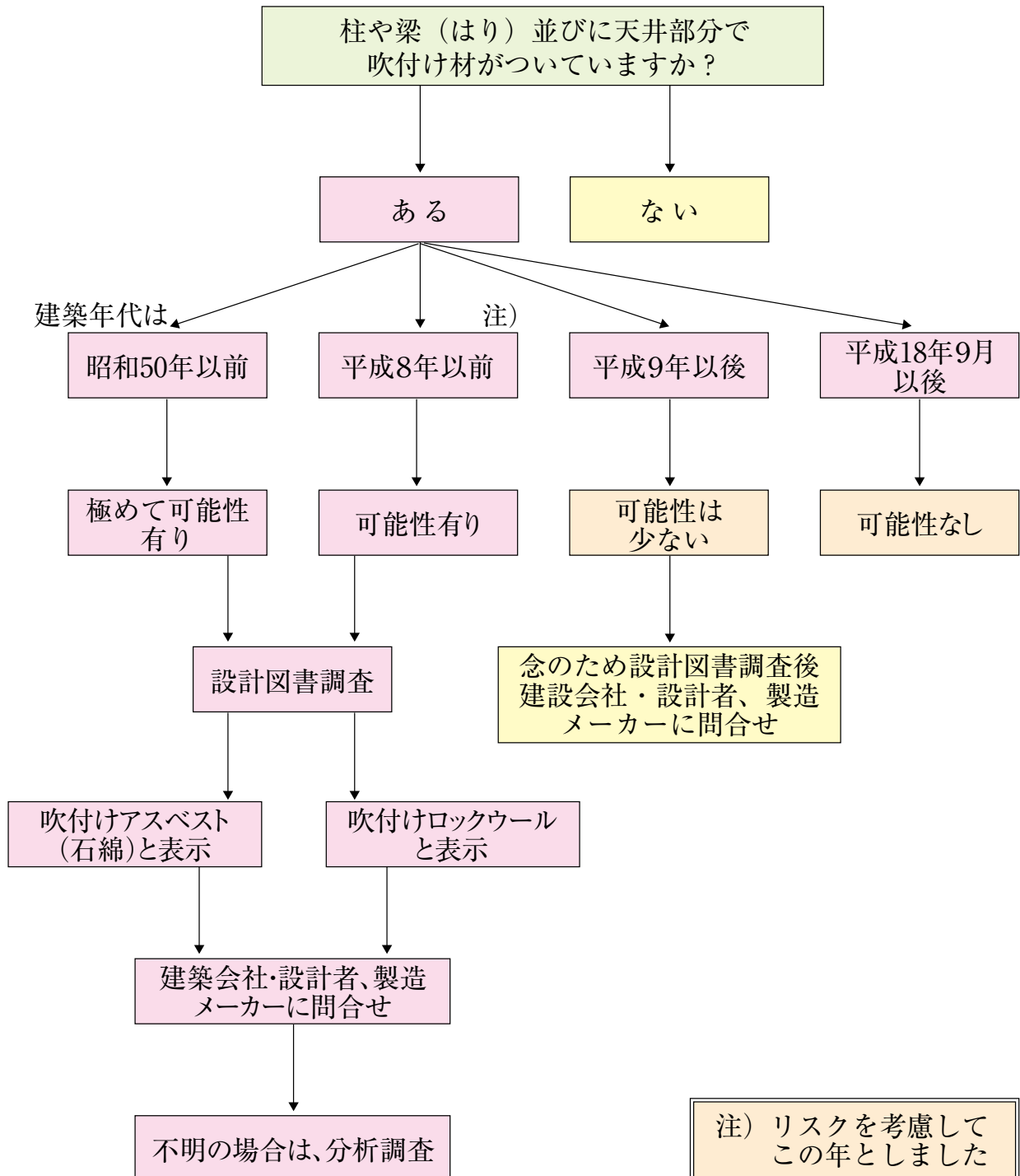
①木造建築物

通常は、飛散性のアスベストが使われている可能性はきわめて低いです。

非飛散性のアスベストが、屋根、外壁、間仕切り、内壁等に使われていることがありますが、切断や穴をあけるなどして壊さない限りほとんど飛散しません。

②鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物

飛散性の吹付けアスベストの点検方法として



- 次のような場所にも、飛散性のアスベストを使用している可能性があります。
 - ・ 機械室・ボイラーなどの配管、ダクトの内張、煙突など
 - ・ カーテンウォール内側など
 - ・ エレベーター関係施設
- 非飛散性のアスベストの点検
 - ・ 床、天井、間仕切り、外壁材等に含有していることがあります。破損や劣化がなければ、飛散の可能性はありません。
- 設計図書により確認する主な吹付け材
 - ・ 吹付けアスベスト
 - ・ 吹付けロックウール（アスベスト含有の有無）
 - ・ パーライト吹付け（アスベスト含有の有無）
 - ・ 発泡けい酸ソーダ吹付け（アスベスト含有の有無）等

設計図書で製品名がわかったがアスベストの含有量が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

主なお問い合わせ先

一般社団法人 J A T I 協会	5765-2381 http://www.jati.or.jp/
せんい強化セメント板協会	5445-4829 http://www.sk-c-kyoukai.org/
日本シーリング材工業会	3255-2841 http://www.sealant.gr.jp/
一般社団法人 石膏ボード工業会	3591-6774 http://www.gypsumboard-a.or.jp/

分析調査を実施するときは、下記にお問い合わせください。

一般社団法人 J A T I 協会	5765-2381 http://www.jati.or.jp/
一般社団法人 日本環境測定分析協会	3878-2811 http://www.jemca.or.jp/
公益社団法人 日本作業環境測定協会 精度管理センター	5625-4280 http://www.jawe.or.jp/

- 石綿（アスベスト）含有建材データベース
経済産業省、国土交通省のホームページにおいて、石綿含有建材のデータベースを下記のURLで公表しています。

URL : <http://www.asbestos-database.jp/>

- 東京都アスベスト情報サイト
東京都におけるアスベストの情報を、下記のURLで公表しています。

URL : http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/asbestos/

10 吹付けアスベストが見つかった時の対応は

吹付けアスベストや飛散のおそれがある石綿含有材が使われていた場合は、吹付けられている状態及び部屋等の使用状況から次の区分に応じ措置してください。

中央区吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針

アスベストの状態 部屋等の使用状況	飛散のおそれ が大きい	飛散のおそれ が小さい	安定
使用頻度 高い	A	B	C
使用頻度 低い	B	C	D

A：直ちに除去等の措置を行う。

B：早い時期に、除去等の措置を行う。

C：損傷部については直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。

D：点検・記録による管理をする。

「飛散のおそれが大きい」とは

- (1) 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
- (2) 繊維のくずれがある場合
- (3) 繊維の垂れ下がりがある場合
- (4) 吹付け面全体に損傷・欠損がある場合
- (5) 床面に破片が頻繁に見られる場合
- (6) 吹付け材が下地と遊離している場合

「飛散のおそれが小さい」とは

- (1) 損傷・欠損は、局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合
- (2) 損傷部があっても、その環境条件では損傷部の拡大が見られない場合

「安定」とは

- (1) 吹付け面のひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない場合
- (2) 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合
- (3) 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
- (4) 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合

「使用頻度が高い」とは

事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、給湯室等の人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

「使用頻度が低い」とは

倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等の人の出入りがほとんど無い場所をいう。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、使用頻度が高い分類とする。

※ 飛散性のアスベストがある場所に立ち入るときは、飛散の状況を考えて防じん性の高いマスクを着用し、不必要に立ち入ることは避けましょう。

お問い合わせ先： 中央区保健所 生活衛生課 3541-5938

11 大気汚染防止法及び東京都環境確保条例の改正で石綿対策はどうか

石綿の飛散防止対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）が改正され、平成26年6月1日から施行されました。

改正の理由

建築物の解体等工事において、建築材料に石綿が使用されているか否かの事前調査が十分でない事例が確認されています。

また、工事の発注者が石綿を使用した建築物等の解体工事等を発注する際に、石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者が石綿飛散防止対策の徹底が図られにくい問題が指摘されています。

さらに、昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物が建替えの時期を迎えつつあり、解体等工事が平成40年頃をピークに増加すると見込まれています。

改正の主な内容は次のとおりです。

届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業^(注)の実施及び石綿飛散防止方法等計画の届出義務者が、工事の施工者から発注者又は自主施工者に変更されました。

(注) 特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料^(注)が使用されている建築物等を解体し、改造し又は補修する作業をいいます。

(注) 特定建築材料とは、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のことです。

解体等工事の事前調査、説明の義務付け

解体等工事の受注者及び自主施工者は、特定工事^(注)に該当するか否かの調査を実施し、その結果を書面で発注者に説明する義務が定められました。

調査の結果、特定工事に該当しなかった場合でも、その旨を説明する必要があります。

(注) 特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことです。

なお、石綿含有成形板^(注)については、設計図書等及び現場目視によって調査し把握することが、東京都環境確保条例の遵守事項に基づき定められました。

(注) 石綿含有成形板とは、石綿含有材料のうち吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材以外のものです。

工事開始前の措置

解体等工事の受注者及び自主施工者は、事前調査の結果を石綿使用の有無にかかわらず公衆の見やすい位置に掲示する義務が定められました。

掲示する内容は次のとおりです。

- ① 調査結果
- ② 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ③ 調査を終了した年月日
- ④ 調査の方法
- ⑤ 特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

詳細は環境省及び東京都のホームページ（外部サイト）をご参照ください。

URL：http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/

URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/asbestos/

12 アスベスト対策工事の方法は

アスベストの対策工事には、除去、封じ込め、囲い込みの方法があります。

工事をするときは、資格を持った専門業者が行いますので工事会社に相談してください。

また、工事を行うときには、大気汚染防止法、東京都環境確保条例に基づく届出が必要です。

工事にあたっては、法令で飛散防止のための方法が決められており、作業現場をビニールシートで密閉し、現場内を減圧して工事を行います。また、作業現場周辺の大気環境中のアスベスト濃度測定を行い、工事中にアスベストが飛散しなかったことを確認することが必要です。

中央区内で行う工事については、作業完了後にアスベスト濃度の測定結果報告書を提出してください。

作業により除去したアスベストや工事で使用したビニールシートなどは、定められた方法により処分をしなければなりません。

なお、対策工事の際には作業内容の周知義務があり、作業内容を記載した表示板を見やすい場所に掲示することになっています。

表示板の例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
中央区役所へ大気汚染防止法に基づく届出を行っております。			
中央区役所届出日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
届出内容		平成〇〇年〇〇月〇〇日（表示日）	
工事の内容及び石綿粉じんの飛散防止措置等の概要		届出者名称：	
		届出代表者名：	
		届出者住所：	
		施工業者名：	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		連絡先：	
		現場責任者氏名：	

成形板などの非飛散性石綿については手壊しや湿潤させて、石綿が飛散しないような対策を十分にとった上で工事をする必要があります。詳細は、東京都環境局ホームページ内のアスベスト情報サイト（6ページ参照）に掲載しているマニュアルを参照してください。

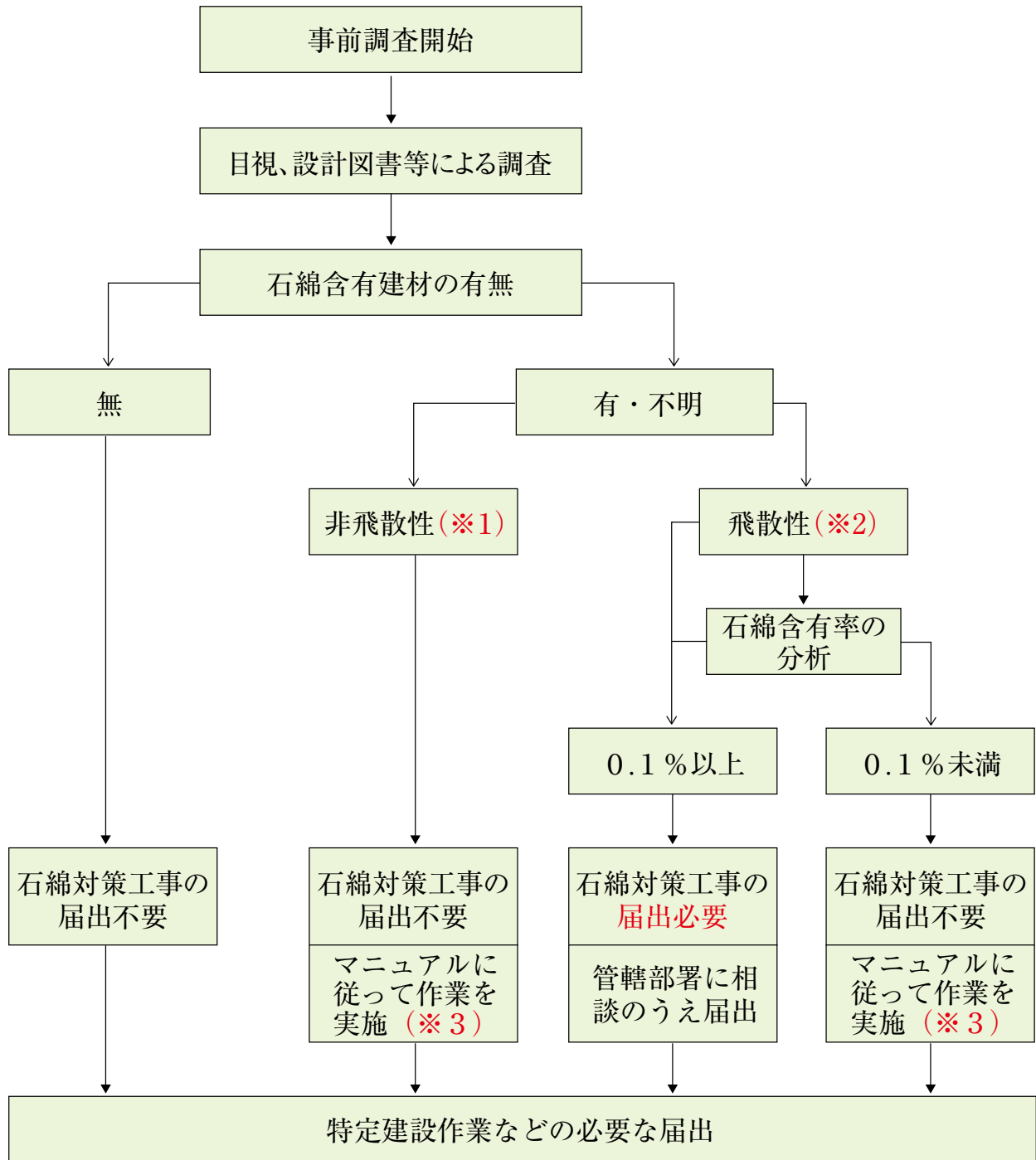
なお、石綿の対策工事に関する届出先は区役所となっておりますので、不明な点は環境土木部環境推進課（14ページ参照）までお問い合わせください。

中央区では、建物の解体工事を行なう事業者に対し、周辺の方々へ事前に説明を行なうよう義務付けています。アスベストの処理について説明を行なうようにしてください。

13 石綿を含有する建物解体など工事にあたっての所有者等の責任は

建物所有者は、解体又は改修などの工事を発注するときに、アスベストの有無を調査して工事業者に知らせる義務があります。

建物解体・改修時の大気汚染防止法届出のチェックフロー図



(※1)、(※2) 飛散性、非飛散性については、3ページの5〈建築資材での用途〉を参照してください。

(※3) マニュアル（アスベスト成形板対策マニュアル）については、東京都環境局ホームページのアスベスト情報サイト（アドレスは6ページ参照）にて掲載しております。

中央区では、解体工事を行なう場合には、指導要綱により周辺の方々に対して工事内容を知らせる必要があります。

解体工事のお知らせ看板は次のようなものです。

第1号様式（第6条関係）

解体工事のお知らせ					
この建築物を、下記のとおり解体します。					
1 解体工事の名称					
2 発注者	住所				
	氏名	電話			
3 施工者	住所				
	氏名	電話			
4 標識の位置 (住居表示)	東京都中央区	丁目	番		
		丁目	番		
5 解体建築物の概要	(1) 高さ (最高高さ)	m (m)	(2) 階数	地上 階 地下 階	
	(3) 構造	造	(4) 延べ面積	m ²	
	6 工事予定期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
7 標識設置年月日		平成 年 月 日			
8 アスベスト	(1) 有無(調査日)	有 無 (平成 年 月 日 調査)			
	(2) 調査者	住所			
		氏名	電話		
	(3) 調査方法	設計図書・現場目視・分析調査 その他()			
	(4) 石綿の種類・レベル	レベル 1・2・3			
		吹き付け材・断熱材・保温材・耐火被覆材 成型板等()			
(5) 除去工事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日				
(6) 処理方法					
9 連絡先	住所				
	氏名	電話			

※ 標識の大きさはA2判程度として下さい。

解体工事の説明会等で周辺の方々にアスベストの措置についても周知してください。

他にも一定規模以上の工事については、建設リサイクル法の届出、ブレーカー等を使用する場合には、特定建設作業の届出が必要となります。

お問い合わせ先

- ・中央区建築物の解体工事の
事前周知に関する指導要綱 : 都市計画課 3 5 4 6 - 5 4 6 3
- ・建設リサイクル法 : 建築課 3 5 4 6 - 5 4 5 3
- ・特定建設作業 : 環境推進課 3 5 4 6 - 5 4 0 5

アスベスト含有建材を使用する建築物などの工事をする際に必要な届出のチェックリスト（主要事項）を掲載しますので参考にしてください。

チェックリスト

解体工事	大気汚染防止法・環境確保条例の届出	
	特定建設作業の届出	
	工場・指定作業場の有無（有なら廃止届が必要です）	
	騒音・振動規制法の特定施設の有無（有なら廃止届が必要です）	
	建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱の届出	
	建設リサイクル法の届出	
	労働安全衛生関係の届出	
	産業廃棄物関係の届出	

改修工事	大気汚染防止法・環境確保条例の届出	
	特定建設作業の届出	
	建設リサイクル法の届出	
	労働安全衛生関係の届出	
	産業廃棄物関係の届出	

お問い合わせ先については、14ページを参照してください。

14 非飛散性のアスベスト含有建材に対する措置は

一般的には、飛散の可能性が極めて少ないですが、建材に破損や損傷が見られるときにはマニュアルに則り撤去等の防止対策を講じてください。

アスベスト含有建材の廃棄にあたっては、東京都環境局産業廃棄物対策課（電話：5388-3586）にご相談ください。

アスベスト含有建材は、穴をあける、切り取るなどの加工を行なうとアスベストが飛散しますのでやめてください。

アスベスト等が床面などに落ちていたときには、濡れた雑巾等でふき取りビニール袋に密封して処分してください。

家庭用掃除機を使用するとアスベスト繊維が部屋中に飛散しますので、絶対に使用しないでください。

15 アスベストの対策工事についての融資あっ旋制度は

中央区では、対策工事による負担を軽減するため融資あっ旋制度等を設けています。融資の種類により条件がありますので、それぞれのお問い合わせ先にお尋ねください。

① 区内にある建物で住宅部分についての対策工事

<主な内容>

限度額：700万円

お問い合わせ先：住宅課 3546-5466

② 区内にある建物で営業する中小企業への対策工事

<主な内容>

限度額：3,000万円

お問い合わせ先：商工観光課 3546-5333

注：①、②とも限度額は、平成27年4月1日現在の表示です。

16 アスベストが含まれている家庭用品を処分する場合は

経済産業省がメーカーを対象に調査をした結果、家庭で使用されている電気製品や暖房器具等の中には、アスベストが含まれた製品がありますが、通常の使用時にアスベストの環境への放出の可能性はないといわれています。

経済産業省ホームページ：

http://www.meti.go.jp/product_safety/policy/asubesutoindex.html

アスベストが含まれている家庭用品を処分する場合は、水などで湿らせてビニール袋で二重に梱包するなど、飛散しないようにしてください。



処分にあたっては、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先：中央清掃事務所 3562-1521

17 アスベストに関するお問い合わせ先一覧

一般的なこと

アスベスト対策工事について	中央区環境土木部 環境推進課	3 5 4 6 - 5 4 0 5
健康に関すること	中央区保健所健康推進課	3 5 4 1 - 5 9 6 3
区の施設での使用状況	中央区都市整備部営繕課	3 5 4 6 - 5 4 7 7
民間建築物への指導	中央区都市整備部建築課	3 5 4 6 - 5 4 5 6
	中央区保健所生活衛生課	3 5 4 1 - 5 9 3 8

アスベスト対策工事の融資あっ旋相談

住宅修繕等資金融資あっせん制度	中央区都市整備部住宅課	3 5 4 6 - 5 4 6 6
中小企業の商工業融資あっ旋制度	中央区区民部商工観光課	3 5 4 6 - 5 3 3 3

一般家庭からのアスベスト廃棄物

中央区中央清掃事務所	3 5 6 2 - 1 5 2 1
------------	-------------------

事務所からのアスベスト廃棄物

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課	5 3 8 8 - 3 5 8 6
-----------------------	-------------------

一般家庭用品のアスベストに関すること

東京都生活文化局消費生活部生活安全課	5 3 8 8 - 3 0 5 5
--------------------	-------------------

アスベスト含有率等の検査機関の紹介

一般社団法人 J A T I 協会	5 7 6 5 - 2 3 8 1
一般社団法人 日本環境測定分析協会	3 8 7 8 - 2 8 1 1
公益社団法人 日本作業環境測定協会 精度管理センター	5 6 2 5 - 4 2 8 0

法律・条例等の問合せ先

法令名	名称	電話
労働安全衛生法 石綿障害予防規則	中央労働基準監督署	5 8 0 3 - 7 3 8 2
大気汚染防止法（石綿を除く）	東京都環境局環境改善部 大気保全課	5 3 8 8 - 3 4 9 2
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例〔略称：環境確保条例〕 （工場・指定作業場・石綿飛散防止方法） 騒音規制法 振動規制法 大気汚染防止法（石綿に関すること）	中央区環境土木部 環境推進課	3 5 4 6 - 5 4 0 4
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	東京都環境局資源循環 推進部産業廃棄物対策課	5 3 8 8 - 3 5 8 6
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律 〔略称：建設リサイクル法〕	中央区都市整備部建築課	3 5 4 6 - 5 4 5 3
建築物の解体工事の事前周知に関する 指導要綱	中央区都市整備部 都市計画課	3 5 4 6 - 5 4 6 3



建物点検マニュアル（アスベスト）

刊行物登録番号
27-095

平成28年1月改訂

編集・発行 中央区環境土木部環境推進課

印刷 有限会社 ハギワラ企画
電話 5565-8382



古紙配合率100%再生紙を使用しています

